

『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）』実施要綱

1 趣旨

令和3年の福島労働局管内の休業4日以上¹の死傷災害（以下「死傷災害」という。）が4月末時点で前年同期と比べて61.6%の大幅な増加となったことから、6月10日に「労働災害多発注意報」を発令したところである。

しかしながら、9月末時点においても死傷災害は前年同期と比べて34.2%の増加と多発傾向に歯止めがかかっていない状況であり、来年（令和4年）に最終年度を迎える第13次労働災害防止計画の目標達成が危惧されるところである。

死傷災害を事故の型別で見ると、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「切れ・こすれ」等は長期的に減少傾向にあるものの、「転倒」については増加傾向を示している。また、全体の約4分の1を占めているほか、転倒災害全数の4割は降雪・凍結の伴う冬季に発生している。

こうした状況を踏まえ、継続実施中の「STOP！転倒災害プロジェクト」の実効性を確保するとともに、転倒災害が多発する冬季に『福島冬季転倒災害防止運動（転ばないでね!）』を展開することとする。

12月から翌年2月までの期間を本運動期間、降雪・凍結時期前の11月を準備期間と位置づけ、転倒リスクの総点検と低減措置の実施、労働者の身体機能の変化の把握と変化に応じた行動の徹底等を図り、転倒災害の一層の減少を図ることを目的とする。

2 期間

- ・準備期間 令和3年11月1日から令和3年11月30日
- ・運動期間 令和3年12月1日から令和4年2月28日

3 主唱者

福島労働局、各労働基準監督署

4 実施者

各事業場、各労働災害防止団体

5 主唱者の実施事項

- ・福島労働局、労働基準監督署の実施事項

冬季の転倒災害を防止するためには、その年の降雪量に左右されない、事業者の理解と労働者自身の高い安全意識が不可欠であることから、労使が一体となって職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図るため、以下の対策を展開する。

- ① 冬季転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成・配布
- ② 降雪、凍結期等の転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ③ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
- ④ 労働局、労働基準監督署による事業場への指導

6 実施者の実施事項

(1) 各労働災害防止団体の実施事項

- ① 会員事業場等への周知啓発
- ② 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ③ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- ④ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

(2) 各事業場の実施事項

i) 事前準備（降雪・凍結前）

- ① 降雪、凍結等の気象状況における労働者に対する注意喚起
- ② 降雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認
- ③ 融雪剤、凍結防止剤、スコップ、防滑靴等の事前準備

ii) 点検・管理等

- ① 定期的な職場点検、巡視の実施
- ② 高年齢労働者や女性労働者等からの事業場内転倒危険箇所（ヒヤリ・ハットを含む）の聴取と対策の検討・実施

iii) 設備・作業環境等

- ① 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の除去
- ③ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- ④ 危険個所の表示等（見える化）の推進

iv) 作業行動等

- ① 決められた安全な通路の通行
- ② 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進
- ③ 転倒災害防止のための安全な作業方法の推進
- ④ 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底
- ⑤ スマートフォンを操作しながら歩く等「ながら歩きの禁止」の徹底
- ⑥ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した自らの身体機能の変化の把握と変化に応じた行動の徹底

v) 安全衛生教育

- ① 視聴覚教材等を活用した転倒災害防止の繰り返しの注意喚起
- ② 転倒予防体操等、各労働者に合った運動の励行

7 その他

(1) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」については継続して実施する。

(2) 「小売業（食品スーパー及び総合スーパー）及び社会福祉施設（介護施設）における労働災害防止に向けたより一層の取組の協力要請について」（令和3年9月29日付け基安安発0929第1号、基安労発0929第1号）に基づく転倒災害防止に係る取組についても本運動と併せて周知啓発を図る。